

第76期

定時株主総会招集ご通知



日時

2024年6月21日（金曜日）午前10時



場所

大阪市西区立売堀4丁目11番14号

当社 11階会議室

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

目次

第76期定時株主総会招集ご通知	P. 1
株主総会参考書類	P. 5
事業報告	P.23
計算書類	P.36
監査報告	P.40

株主各位

証券コード 9934
2024年5月31日
大阪市西区立売堀4丁目11番14号
因幡電機産業株式会社
代表取締役社長 喜多肇一

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

[当社ウェブサイト]

<https://www.inaba.co.jp/financer/stocksinfo/meeting/>



(上記の当社ウェブサイトへアクセスいただき、「関係資料」欄よりご確認ください。)

[東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）]

<https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「因幡電機産業」または「コード」に当社証券コード「9934」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

[株主総会資料 掲載ウェブサイト]

<https://d.sokai.jp/9934/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁のご案内に従って、**2024年6月20日（木曜日）午後5時15分までに**議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

1	日 時 2024年6月21日(金曜日) 午前10時				
2	場 所 大阪市西区立売堀4丁目11番14号 当社 11階会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)				
3	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="201 379 379 576">目的事項</td> <td data-bbox="379 379 1395 576"> <p>報告事項</p> <p>1. 第76期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第76期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 576 379 857">目的事項</td> <td data-bbox="379 576 1395 857"> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件</p> <p>第4号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件</p> </td> </tr> </table>	目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第76期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第76期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件</p>	目的事項	<p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件</p> <p>第4号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件</p>
目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第76期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第76期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件</p>				
目的事項	<p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件</p> <p>第4号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件</p>				

以上

■ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、前述のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会社の体制及び方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

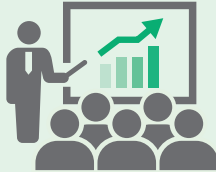
なお、監査等委員会及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

■ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合



株主総会開催日時

2024年
6月21日（金曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当日ご出席されない場合

インターネット等で
議決権を行使する場合



次頁のご案内に従って、
議案に対する賛否を
ご入力ください。

行使期限

2024年
6月20日（木曜日）
午後5時15分
入力完了分まで

- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネット等と議決権行使書により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

書面(議決権行使書)で
議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙
に賛否をご記入いただき、
切手を貼らずに
ご投函ください。

行使期限

2024年
6月20日（木曜日）
午後5時15分
到着分まで

- 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

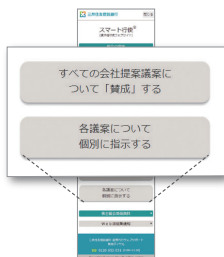
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

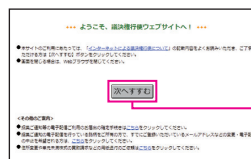
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でPCやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

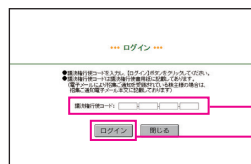
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

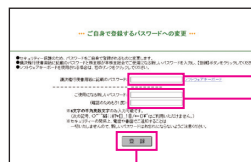
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 ≫ 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、配当と自己株式の取得を合わせた中期的な総還元性向を50%程度とすることを基本方針としております。年2回（中間配当及び期末配当）の安定配当に加え、市場動向を考慮しながら柔軟に特別配当や自己株式の取得を実施してまいります。

当期の配当につきましては、上記の方針に基づき、普通配当を1株当たり60円といたしたいと存じます。また、株主の皆様のご支援にお応えすべく特別配当10円を加え、期末配当を70円といたしたいと存じます。これにより、中間配当60円と合わせた年間配当は、1株当たり130円となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項

及びその総額

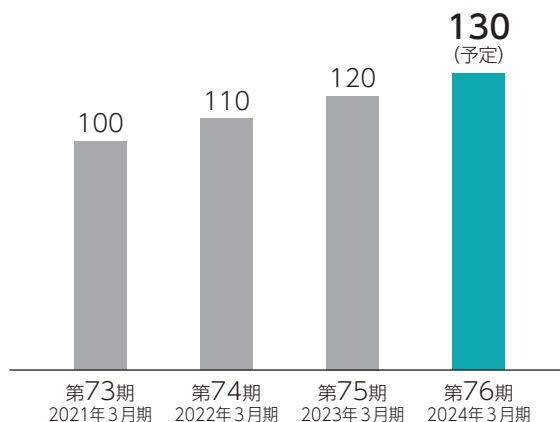
当社普通株式1株につき 金70円

配当総額 3,918,445,230円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月24日

1株当たりの配当金(年間)の推移 (単位:円)



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当
1	再任 守谷承弘	代表取締役会長
2	再任 喜多肇一	代表取締役社長
3	再任 堀家一美	取締役専務執行役員営業戦略本部・産機カンパニー管掌
4	再任 田代浩明	取締役常務執行役員電設カンパニー一長兼安全品質管理統括部管掌
5	再任 溝越尚人	取締役執行役員管理本部長兼総務部長

候補者番号 1 ^{もり や よし ひろ} 守谷 承弘 (1951年9月20日生)

再任

■ 所有する当社株式の数
159,637株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1974年 3月 当社入社
1998年 6月 当社取締役電設事業部長
2001年 4月 当社取締役電設本部長兼電設事業部長
2001年10月 当社取締役電設本部長兼電設事業部長兼近畿電設事業部長
2002年 4月 当社取締役電設本部長
2003年 4月 当社常務取締役電設本部長
2004年 4月 当社代表取締役社長兼電設本部長
2005年 4月 当社代表取締役社長
2010年 4月 当社代表取締役社長兼営業本部長
2012年 4月 当社代表取締役社長
2019年 6月 当社代表取締役会長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

守谷承弘氏は、現在代表取締役会長であり、長年にわたって当社の経営を担い、先見性のある経営力で事業拡大と企業価値向上に多くの成果をあげてまいりました。その豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

2 喜多 肇 一

(1959年8月19日生)

再任

■ 所有する当社株式の数
61,983株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年 3月 当社入社

2011年 6月 当社取締役電材西日本事業部長

2014年 4月 当社常務取締役電材西日本事業部・電工事業部管掌

2014年10月 当社常務取締役生産技術本部長兼電材西日本事業部・電工事業部管掌

2015年 4月 当社常務取締役生産技術本部長兼電工事業部管掌

2016年 4月 当社常務取締役電工本部長

2019年 4月 当社常務取締役

2019年 6月 当社代表取締役社長

2021年 4月 当社代表取締役社長兼技術本部長

2023年 4月 当社代表取締役社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

喜多肇一氏は、現在代表取締役社長であり、強いリーダーシップと業界全般に対する高い知見で事業拡大と企業価値の更なる向上に大きく貢献してまいりました。その豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3** ほり け かず み
堀家 一美 (1961年9月12日生)

再任

■ 所有する当社株式の数
32,684株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年 3月 当社入社

2020年 7月 当社執行役員産機カンパニー長

2022年 4月 当社常務執行役員産機カンパニー長

2022年 6月 当社取締役常務執行役員産機カンパニー長

2023年 4月 当社取締役専務執行役員産機カンパニー長

2024年 4月 当社取締役専務執行役員営業戦略本部・産機カンパニー管掌（現任）

■ 取締役候補者とした理由

堀家一美氏は、現在取締役専務執行役員であり、当社の産業機器事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

た し ろ ひ ろ あ き
田代 浩明

(1967年4月12日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

26,974株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1991年 6月 当社入社

2017年 6月 当社取締役電設西日本事業部長

2019年 4月 当社取締役電設カンパニー長

2022年 4月 当社取締役常務執行役員電設カンパニー長兼営業情報部長

2023年 4月 当社取締役常務執行役員電設カンパニー長兼営業戦略本部管掌

2024年 4月 当社取締役常務執行役員電設カンパニー長兼安全品質管理統括部管掌（現任）

■ 取締役候補者とした理由

田代浩明氏は、現在取締役常務執行役員電設カンパニー長であり、当社の電設資材事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者番号 **5** みぞ こし なお と
溝越 尚人 (1969年5月25日生)

再任

■ 所有する当社株式の数
6,831株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1993年4月 当社入社

2020年7月 当社執行役員総務部長兼人事担当

2021年4月 当社執行役員管理本部長兼総務部長

2022年6月 当社取締役執行役員管理本部長兼総務部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

溝越尚人氏は、現在取締役執行役員管理本部長であり、当社の本社部門での豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 ≫ 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となり、中村克宏氏が退任されます。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者一覧

候補者番号	ふりがな 氏名	当社における地位及び担当
1	再任 橋爪 大 はし づめ ひろし	社外取締役（常勤監査等委員）
2	再任 坂本 雅 明 さか もと まさ あき	社外取締役（監査等委員）
3	再任 藤原 友 江 ふじ わら とも え	社外取締役（監査等委員）
4	新任 禿 祥 子 かむろ しょう こ	

株主総会参考書類

候補者番号 **1** はし づめ **橋 爪** ひろし **大** (1961年7月14日生) **再任** **独立役員** **所有する当社株式の数**
社外取締役候補者 **0株**

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2004年 2月 株式会社りそな銀行 北習志野支店長
2009年 4月 株式会社りそなホールディングス オペレーション改革部長
2009年 4月 株式会社りそな銀行 オペレーション改革部長
2014年 4月 株式会社りそな銀行 常勤監査役
2018年 4月 りそなビジネスサービス株式会社 専務取締役
2022年 4月 りそなビジネスサービス株式会社 顧問
2022年 6月 当社 社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

橋爪大氏は、長年にわたり金融機関で培われた幅広い知見及び他社常勤監査役や取締役として携わった豊富な経験等を有しておられることから、当社の監査等委員である社外取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 2 ^{さかもと}坂本 ^{まさあき}雅明 (1969年4月3日生)

再任

独立役員

社外取締役候補者

■ 所有する当社株式の数
1,800株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1992年4月 日本電気株式会社 入社

1997年7月 株式会社NEC総研 入社

2005年6月 一橋大学イノベーション研究センター 非常勤共同研究員

2006年1月 株式会社富士ゼロックス総合教育研究所（現 株式会社パーソル総合研究所）入社

2012年4月 首都大学東京（現 東京都立大学）大学院非常勤講師

2019年4月 桜美林大学 大学院客員教授

2020年4月 桜美林大学 准教授（現任）

2020年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

坂本雅明氏は、技術経営の博士として、また、経営コンサルティング等により培ってきた企業経営や戦略に関する専門的な知識、経験等を有しておられることから、当社の監査等委員である社外取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

株主総会参考書類

候補者番号 **3** ^{ふじ} ^{わら} ^{とも} ^え **藤原友江** (1978年8月8日生) 再任 独立役員 社外取締役候補者 所有する当社株式の数 **0株**

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2004年12月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
2008年10月 公認会計士 登録
2017年 7月 高山友江公認会計士事務所 開設（現任）
2017年 8月 税理士 登録
2019年 6月 当社 社外取締役
2020年 6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2022年 6月 SPK株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤原友江氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、当社の監査等委員である社外取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2006年10月 弁護士登録（大阪弁護士会）勝部・高橋法律事務所 入所（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

禿祥子氏は、弁護士として企業法務に精通しており、豊富な経験と専門的な知見を有しておられることから、当社の監査等委員である社外取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、新たに選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 橋爪 大氏、坂本 雅明氏及び藤原 友江氏は、現在当社の社外取締役ですが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって橋爪氏が2年、坂本氏が4年、藤原氏が5年となります。
 3. 橋爪 大氏、坂本 雅明氏及び藤原 友江氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の選任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。また、禿 祥子氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 5. 当社は、橋爪 大氏、坂本 雅明氏及び藤原 友江氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。また、禿 祥子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員とする予定であります。

株主総会参考書類

<ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス>

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の各取締役が有する主な専門性は、次のとおりであります。

氏名	当社における地位	企業経営	財務 会計	法務 コンプライアンス	営業 マーケティング	製造 開発	グローバル	サステナビリティ
守谷 承弘	代表取締役会長	●		●	●			●
喜多 肇一	代表取締役社長	●		●	●	●	●	●
堀家 一美	取締役専務執行役員	●			●	●	●	●
田代 浩明	取締役常務執行役員	●			●			●
溝越 尚人	取締役執行役員	●	●	●				●
橋爪 大	社外取締役（常勤監査等委員）	●	●	●				●
坂本 雅明	社外取締役（監査等委員）	●			●			●
藤原 友江	社外取締役（監査等委員）		●					●
禿 祥子	社外取締役（監査等委員）			●				●

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額は、2020年6月19日開催の第72期定時株主総会において、年額600百万円以内（内社外取締役分50百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、また、上記の取締役の報酬等の額とは別枠で、2021年6月18日開催の第73期定時株主総会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額として、年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」という。）が、当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、上記のストックオプションとしての新株予約権に代えて、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を割り当てる報酬制度（以下、「本制度」という。）を下記のとおり導入することといたしたいと存じます。

つきましては、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権を支給し、その報酬等の額については、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、現行のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額と同じ年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）に設定したいと存じます。なお、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.036%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.36%程度）と希釈率は軽微であることから、その内容は相当なものであると判断しております。また、当社は、取締役の報酬等の決定に関して、公正性・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員

会を設置しており、本制度の導入については、同委員会から妥当である旨の意見を得ております。

本議案が承認された場合、その内容とも整合するよう、本株主総会終結後の取締役会において、事業報告の「3. 会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、後述の〈ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針〉に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

なお、本議案が承認された場合、上記の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の報酬等の定めは廃止することとし、以後、当該報酬等の定めに基づくストックオプションの新たな発行は行わないことといたします。また、当社株式の希釈化率を高める現行のストックオプションに代え、本議案において付議する譲渡制限付株式に関する報酬等を支給することが、企業価値向上に資するものであると判断しております。

また、現在の対象取締役は5名であります。第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認された場合も対象取締役は5名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定する。

また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は20,000株を上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式の内、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び使用人に対し、割り当てる予定です。

<ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを基本方針とします。この方針に基づき、取締役の報酬は、金銭報酬として固定報酬及び業績連動報酬を支給するとともに、非金銭報酬として譲渡制限付株式を交付します。また、監査等委員である取締役の報酬は、金銭報酬として固定報酬を支給します。

2. 金銭報酬の個人別の報酬の額等の決定に関する方針

金銭報酬は、役位、常勤・非常勤の別、職務の内容、会社の業績、世間水準、従業員給与の水準、個別評価等を総合的に勘案して決定するものとします。金銭報酬としての固定報酬は月例にて支給し、業績連動報酬は業績向上に対する意識を高めるため単体当期純利益の2%を限度額に、毎年一定の時期に賞与として支給します。

3. 非金銭報酬の内容及び額等の決定に関する方針

非金銭報酬は、中長期的な業績及び企業価値の向上を図るため、株主総会において決議された限度額及び上限割当数の範囲内で譲渡制限付株式を交付します。個人別の割当数及び交付時期は取締役会で決定します。

4. 金銭報酬の額及び非金銭報酬の額の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、業績連動報酬の額が事業年度によって変動するため、その割合を定めておりません。

なお、指名報酬委員会は、取締役の種類別の報酬割合を適切に設定するように留意します。

5. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

指名報酬委員会は、公正な視点をもって各役位に対する基準額の水準の妥当性について審議し、取締役会に答申することで、客観性・透明性を確保します。

なお、指名報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役で構成し、委員の過半数を社外取締役とするとともに、この中から委員長を選定します。

個人別の金銭報酬額については、取締役会から一任された代表取締役社長が株主総会において決議された限度額の範囲内で決定します。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、製造業を中心とした生産活動の持ち直しやインバウンド需要の増加を背景とした国内消費の回復が期待されたものの、原材料価格の高騰をはじめとする物価上昇や為替の変動、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化などによる景気の下振れリスクもあり、依然として不確実性の高い状況が続きました。

当社グループの係わる電設資材業界は、資材価格の高騰などの影響があったものの、大都市圏の再開発や企業の設備投資需要を背景に底堅く推移しました。また、自社製品の係わる空調業界は、コロナ禍の行動制限緩和を受けた巣ごもり需要の反動などにより、ルームエアコンの出荷（国内877万台 前年同期比4.0%減）は低調に推移しました。

このような情勢のなか、当社グループは中長期的な経営戦略に沿って、重点施策を着実に推進するとともに、積極的な営業活動を展開しました。

その結果、売上高は3,453億69百万円（前年同期比9.0%増）、営業利益は213億22百万円（前年同期比14.4%増）、経常利益は225億89百万円（前年同期比11.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は156億23百万円（前年同期比1.3%増）となり、過去最高業績を更新しました。

売上高

第75期 2023年3月期	前年同期比 9.0%増	第76期 2024年3月期
3,169億47百万円	》	3,453億69百万円

営業利益

第75期 2023年3月期	前年同期比 14.4%増	第76期 2024年3月期
186億41百万円	》	213億22百万円

経常利益

第75期 2023年3月期	前年同期比 11.4%増	第76期 2024年3月期
202億72百万円	》	225億89百万円

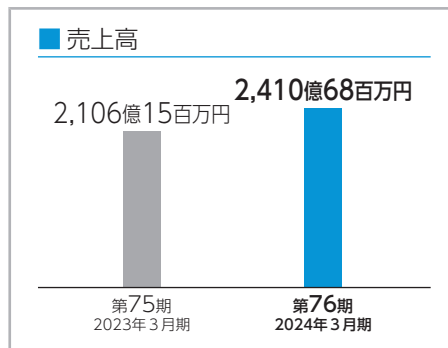
親会社株主に帰属する当期純利益

第75期 2023年3月期	前年同期比 1.3%増	第76期 2024年3月期
154億27百万円	》	156億23百万円

セグメントの業績は、次のとおりであります。

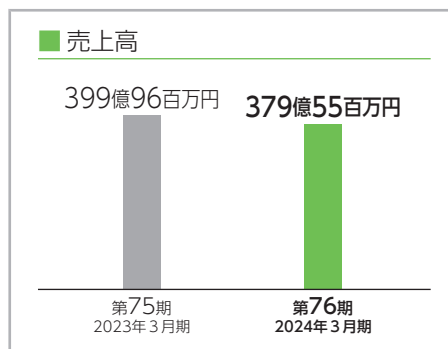
電設資材事業

物流コストや原材料価格の高騰を受け、電設資材全般において販売価格の上昇が継続するなか、電線ケーブル類の販売が好調だったことに加え、首都圏再開発や製造業の設備更新、データセンターなどの大型物件向けに防災設備や受配電設備等の納入があった結果、売上高2,410億68百万円（前年同期比14.5%増）となりました。



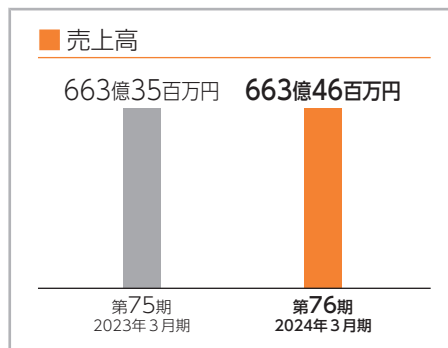
産業機器事業

人手不足に伴う省力化・自動化需要などを背景とした製造業における設備投資は底堅く推移したものの、コロナ禍の巣ごもり需要の反動によりデジタル関連需給が悪化するなか、半導体関連の生産調整や設備投資抑制の影響を受け、制御機器及び電子部品の販売が減少した結果、売上高379億55百万円（前年同期比5.1%減）となりました。



自社製品事業

ルームエアコンの出荷減に伴う空調関連部材の需要停滞を受け、主力製品である被覆銅管や空調配管化粧カバー「スリムダクトシリーズ」などの販売が伸び悩んだほか、海外における設備投資需要の減退に伴い連結子会社の株式会社パトライトが減収となった結果、売上高663億46百万円（前年同期比0.0%増）となりました。



2 設備投資の状況

当社グループでは、企業競争力の強化及び中長期的な成長のため、基幹系業務システムをはじめとしたソフトウェアの開発や生産設備の更新等に総額19億90百万円の設備投資を実施いたしました。

3 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

4 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、原材料価格の動向や地政学リスクの高まりなど先行き不透明な状況が続くものの、大都市圏における再開発や企業における設備投資需要の継続などを背景に底堅く推移するものと予想されます。

このような認識のもと、当社グループは中長期的な成長を目指し、①自社製品（P B商品を含む）の開発・拡充、②省エネ・省力化ソリューションの推進、③首都圏市場におけるシェア拡大、④グローバル展開の加速、⑤事業領域の拡大、⑥サステナビリティ経営の推進といった重点施策を着実に実行していくことによって企業価値の最大化を追求してまいります。

5 財産及び損益の状況の推移

区 分	第73期 2021年3月期	第74期 2022年3月期	第75期 2023年3月期	第76期 2024年3月期 当連結会計年度
売上高 (百万円)	277,369	289,071	316,947	345,369
経常利益 (百万円)	15,813	17,558	20,272	22,589
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	11,323	12,266	15,427	15,623
1株当たり当期純利益 (円)	203.26	220.06	277.50	279.35
総資産 (百万円)	219,500	235,420	245,646	262,756
純資産 (百万円)	135,689	141,253	151,228	162,166
1株当たり純資産額 (円)	2,425.57	2,531.73	2,703.15	2,884.78

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

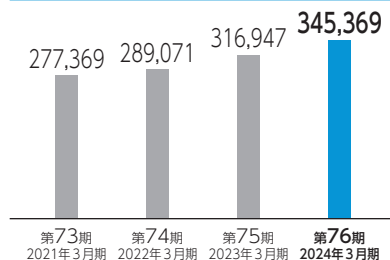
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第74期の期首から適用しており、第74期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

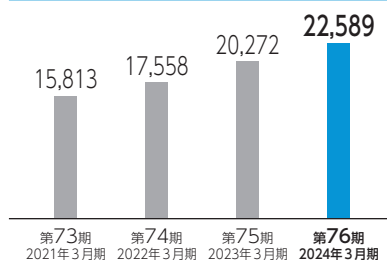
売上高

(単位: 百万円)



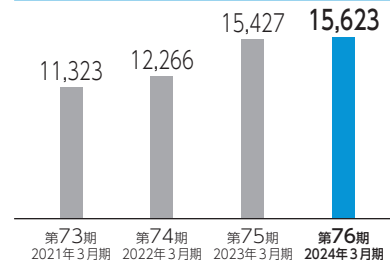
経常利益

(単位: 百万円)



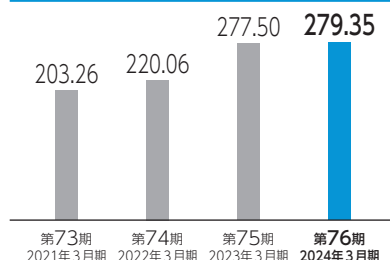
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位: 百万円)



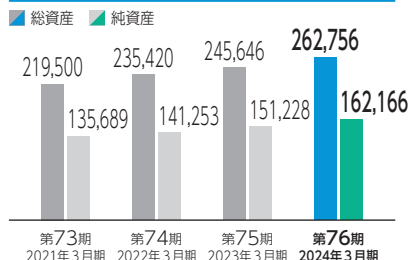
1株当たり当期純利益

(単位: 円)



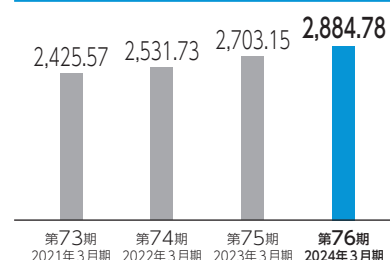
総資産 / 純資産

(単位: 百万円)



1株当たり純資産額

(単位: 円)



事業報告

6 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
アイティエフ株式会社	20 百万円	100%	電設資材事業
株式会社パトライト	300 百万円	100%	自社製品事業
SIAM ORIENT ELECTRIC CO.,LTD.	133 百万バーツ	100%	自社製品事業
PT. PATLITE INDONESIA	1.5 百万米ドル	100%	自社製品事業

(注) 出資比率は間接保有を含んでおります。

7 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、電設資材及び産業機器等の卸販売並びに空調部材等の製造販売を主な事業としております。

セグメントごとの主要品目は次のとおりであります。

セグメント	主要品目
電設資材事業	電線ケーブル類、配管類、照明器具、配線器具、受配電機器、空調機器、音響通信システム、防災セキュリティシステム、発電機、太陽光発電システム、計測機器、工具類
産業機器事業	制御機器、電子部品、F A 関連機器
自社製品事業	空調用被覆銅管、空調配管化粧カバー、空調関連部材、表示灯、回転灯、散光式警光灯、情報配線システム、給排水管

8 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

本 社	大阪本社：大阪市西区立売堀4丁目11番14号 東京本社：東京都品川区大崎1丁目11番1号
工 場	茨城工場、奈良工場、福岡工場
物 流 セ ン タ ー	東京物流センター、新東京物流センター、大阪物流センター
営 業 所 (3 1 営 業 所)	(近 畿) 京都営業所など9 営業所 (関 東) 横浜営業所など6 営業所 (北海道) 札幌営業所など3 営業所 (東 北) 仙台営業所など3 営業所 (東 海) 名古屋営業所など3 営業所 (北 陸) 金沢営業所など2 営業所 (中 国) 広島営業所など3 営業所 (九 州) 福岡営業所など2 営業所

② 子会社

アイティエフ株式会社	香川県高松市
株式会社パトライト	大阪市
SIAM ORIENT ELECTRIC CO.,LTD.	タイ王国チョンブリ県
PT. PATLITE INDONESIA	インドネシア共和国リアウ諸島州

9 企業集団の使用人の状況 (2024年3月31日現在)

セグメント	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
電 設 資 材 事 業	1,006 (92) 名	50 (△2) 名
産 業 機 器 事 業	197 (20)	△6 (1)
自 社 製 品 事 業	833 (252)	△3 (△55)
全 社 (共 通)	120 (54)	3 (0)
合 計	2,156 (418)	44 (△56)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

1 発行可能株式総数 152,920,000株

2 発行済株式の総数 56,419,000株

3 当事業年度末の株主数 7,728名

4 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,615,800株	13.60%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,073,800	5.49
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE FIDELITY FUNDS	1,742,800	3.11
株式会社りそな銀行	1,596,240	2.85
因幡電機従業員持株会	1,013,748	1.81
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	951,052	1.69
吉川昌子	805,400	1.43
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	791,103	1.41
JP MORGAN CHASE BANK 385781	674,879	1.20
株式会社日阪製作所	636,968	1.13

(注) 持株比率は自己株式（441,211株）を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

1 取締役の氏名等

(2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	守谷承弘	
代表取締役社長	喜多肇一	
取締役専務執行役員	堀家一美	産機カンパニー長
取締役常務執行役員	田代浩明	電設カンパニー長兼営業戦略本部管掌
取締役執行役員	溝越尚人	管理本部長兼総務部長
取締役（常勤監査等委員）	橋爪大	
取締役（監査等委員）	坂本雅明	桜美林大学 准教授
取締役（監査等委員）	中村克宏	弁護士
取締役（監査等委員）	藤原友江	公認会計士 税理士 SPK株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）橋爪大氏、坂本雅明氏、中村克宏氏及び藤原友江氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）橋爪大氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
3. 取締役（監査等委員）藤原友江氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役（監査等委員）橋爪大氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）橋爪大氏、坂本雅明氏、中村克宏氏及び藤原友江氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。2024年3月31日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当
執行役員	玉垣雅之	経営企画室長兼サステナビリティ推進室長
執行役員	葛山豊	電工カンパニー長
執行役員	清岡努	営業戦略本部長
執行役員	遠藤忠生	電材カンパニー長
執行役員	難波宏朗	監査室長
執行役員	前川明弘	技術本部長

2 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役（執行役員も含む）であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社がてん補することとなります。

なお、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失により生ずる損害については保険契約の免責事項としております。

4 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを基本方針とします。この方針に基づき、取締役の報酬は、金銭報酬として固定報酬及び業績連動報酬を支給するとともに、非金銭報酬としてストックオプションを付与します。また、監査等委員である取締役の報酬は、金銭報酬として固定報酬を支給します。

2. 金銭報酬の個人別の報酬の額等の決定に関する方針

金銭報酬は、役位、常勤・非常勤の別、職務の内容、会社の業績、世間水準、従業員給与の水準、個別評価等を総合的に勘案して決定するものとします。金銭報酬としての固定報酬は月例にて支給し、業績連動報酬は業績向上に対する意識を高めるため単体当期純利益の2%を限度額に、毎年一定の時期に賞与として支給します。

3. 非金銭報酬の内容及び額等の決定に関する方針

非金銭報酬は、中長期的な業績及び企業価値の向上を図るため、株主総会において決議された限度額及び上限付与数の範囲内でストックオプションを付与します。ストックオプションの公正価値はブラック・ショールズモデルを考慮し、個人別の付与数及び付与時期を取締役会で決定します。

4. 金銭報酬の額及び非金銭報酬の額の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、業績連動報酬の額が事業年度によって変動するため、その割合を定めておりません。

なお、指名報酬委員会は、取締役の種類別の報酬割合を適切に設定するように留意します。

5. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

指名報酬委員会は、公正な視点をもって各役位に対する基準額の水準の妥当性について審議し、取締役会に答申することで、客観性・透明性を確保します。

なお、指名報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役で構成し、委員の過半数を社外取締役とするとともに、この中から委員長を選定します。

個人別の金銭報酬額については、取締役会から一任された代表取締役社長が株主総会において決議された限度額の範囲内で決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数 (名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			報酬等の総額 (百万円)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	5	169	134	23	327
(内 社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役 (監査等委員)	4	36	-	-	36
(内 社外取締役)	(4)	(36)	(-)	(-)	(36)
合 計	9	205	134	23	363
(内 社外取締役)	(4)	(36)	(-)	(-)	(36)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は、単体当期純利益としており、その実績は154億16百万円であります。当該指標を選択した理由は、業績向上に対する意識を高めるためであります。当社の個人別の業績連動報酬は、役位、常勤・非常勤の別、職務の内容、会社の業績、世間水準、従業員給与の水準、個別評価等を総合的に勘案して決定されております。
3. 非金銭報酬等はストックオプションであります。
4. 取締役 (監査等委員を除く) の金銭報酬の額は、2020年6月19日開催の第72期定時株主総会において年額600百万円以内 (内 社外取締役分50百万円以内) (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、7名 (内 社外取締役0名) であります。また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月18日開催の第73期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、3名であります。
5. 取締役 (監査等委員) の金銭報酬の額は、2020年6月19日開催の第72期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、5名であります。
6. 取締役会は、代表取締役社長喜多 肇一氏に対し各取締役の固定報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会が公正な視点をもって各役位に対する基準額の水準の妥当性について審議した範囲内で決定しております。

5 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 (監査等委員) 坂本 雅明氏は、桜美林大学の准教授であります。なお、当社と桜美林大学との間には特別な関係はありません。

取締役 (監査等委員) 藤原 友江氏は、SPK株式会社の社外取締役 (監査等委員) であります。なお、当社とSPK株式会社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会	監査等委員会	発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
	出席回数 (出席率)	出席回数 (出席率)	
社外取締役 (常勤監査等委員) 橋爪大	13回中13回 (100%)	8回中8回 (100%)	長年にわたり金融機関で培われた幅広い知見及び他社常勤監査役や取締役として携わった豊富な経験等から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定や内部監査について適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 坂本雅明	13回中13回 (100%)	8回中8回 (100%)	技術経営の博士としての専門的見地から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定や内部監査について適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 中村克宏	13回中12回 (92%)	8回中8回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定や内部監査について適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 藤原友江	13回中12回 (92%)	8回中8回 (100%)	公認会計士及び税理士としての専門的見地から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定や内部監査について適宜必要な発言を行っております。

4 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	55百万円
当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料・報告を受け、前事業年度の監査計画と会計監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配置計画及び報酬の見積もりの相当性について判断した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 2024年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	205,561
現金及び預金	57,495
受取手形	7,125
電子記録債権	35,881
売掛金	66,870
契約資産	0
有価証券	12,000
商品及び製品	20,711
仕掛品	420
原材料及び貯蔵品	3,257
その他	1,800
貸倒引当金	△2
固定資産	57,195
有形固定資産	21,674
建物及び構築物	5,704
機械装置及び運搬具	615
工具、器具及び備品	717
土地	14,090
建設仮勘定	142
その他	404
無形固定資産	1,446
投資その他の資産	34,074
投資有価証券	19,645
繰延税金資産	18
その他	14,411
貸倒引当金	△1
資産合計	262,756

負債の部	
科目	金額
流動負債	94,515
電子記録債務	6,383
買掛金	70,846
短期借入金	413
未払法人税等	5,192
前受金	693
賞与引当金	6,151
役員賞与引当金	134
その他	4,701
固定負債	6,074
繰延税金負債	438
退職給付に係る負債	51
その他	5,584
負債合計	100,589
純資産の部	
株主資本	153,487
資本金	13,962
資本剰余金	14,171
利益剰余金	126,765
自己株式	△1,411
その他の包括利益累計額	7,996
その他有価証券評価差額金	7,260
繰延ヘッジ損益	△0
為替換算調整勘定	736
新株予約権	683
純資産合計	162,166
負債・純資産合計	262,756

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書 2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	345,369
売上原価	288,316
売上総利益	57,053
販売費及び一般管理費	35,730
営業利益	21,322
営業外収益	
受取利息	72
受取配当金	581
為替差益	394
受取和解金	1
その他	323
合計	1,372
営業外費用	
支払利息	18
保険解約損	51
その他	36
合計	106
経常利益	22,589
特別利益	
投資有価証券売却益	339
固定資産売却益	7
合計	346
特別損失	
固定資産除却損	3
固定資産売却損	0
合計	3
税金等調整前当期純利益	22,932
法人税、住民税及び事業税	7,592
法人税等調整額	△283
当期純利益	15,623
親会社株主に帰属する当期純利益	15,623

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 2024年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部						金額	
科目						金額	
流動資産						194,002	
現金及び預金	金	及	び	預	金	55,044	
受取手形債権	取	手	形	債	金	7,051	
電売子記録債権	子	記	録	債	権	35,219	
契約掛資産	約	掛	資	産		64,753	
有価証券	約	価	証	券	産	0	
商品及び製品	品	及	び	製	品	12,000	
原材料及び貯蔵品	材	料	及	び	貯	蔵	17,915
前払費用	前	払	費	用	金	449	
前払収入	前	払	収	入	金	159	
未収倒引当金	未	収	倒	引	当	金	332
固定資産						64,159	
有形固定資産						16,792	
建物	建	構	物			3,616	
構築物	機	械	及	装	置	54	
車両運搬具	車	両	運	搬	具	338	
工具、器具及び備品	工	具	、	器	具	75	
土地	土	地				381	
建設仮勘定	建	設	仮	勘	定	12,303	
その他無形固定資産	そ	の	他	無	形	7	
ソフトウェア	ソ	フ	ト	ウ	エ	14	
ソフトウェア	ソ	フ	ト	ウ	エ	1,121	
電話加入権	電	話	加	入	権	860	
投資その他の資産	投	資	そ	の	他	241	
投資関係会社	投	資	関	係	会	19	
出資会社	出	資	会	社		18,678	
関係会社	関	係	会	社		8,525	
破産更生債権	破	産	更	生	債	7	
長期貸付金	長	期	貸	付	金	4,900	
破産更生債権	破	産	更	生	債	0	
長期前払費用	長	期	前	払	費	55	
差入保証金	差	入	保	証	金	1,069	
保険積立金	保	険	積	立	金	1,961	
その他倒引当金	そ	の	他	倒	引	11,049	
貸倒引当金	貸	倒	引	当	金	△ 1	
資産合計						258,162	

負債の部						金額
科目						金額
流動負債						92,589
電子記録債権	電	子	記	録	債	6,383
買掛金	買	掛	金			70,225
未払掛金	未	払	掛	金		1,776
未払費用	未	払	費	用		736
未払法人税等	未	払	法	人	税	5,141
未払消費税等	未	払	消	費	税	1,325
前受り金	前	受	り	金		682
前払受取利益	前	払	受	取	益	191
賞与引当金	賞	与	引	当	金	7
役員賞与引当金	役	員	賞	与	引	5,905
その他負債	そ	の	他	負	債	134
固定負債						78
長期預り保証金	長	期	預	り	保	5,307
繰延税金負債	繰	延	税	金	負	256
その他負債	そ	の	他	負	債	82
負債合計						98,236
純資産の部						金額
株主資本						152,014
資本金	資	本	金			13,962
資本剰余金	資	本	剰	余	金	14,171
資本準備金	資	本	準	備	金	14,171
利益剰余金	利	益	剰	余	金	125,292
利益準備金	利	益	準	備	金	807
その他利益剰余金	そ	の	他	利	益	124,485
別途積立金	別	途	積	立	金	35,500
繰越利益剰余金	繰	越	利	益	剰	88,985
自己株式	自	己	株	式		△ 1,411
評価・換算差額等	評	価	・	換	算	7,228
その他有価証券評価差額金	そ	の	他	有	価	7,229
繰延ヘッジ損益	繰	延	ヘ	ッ	△ 0	
新株予約権	新	株	予	約	権	683
純資産合計						159,926
負債・純資産合計						258,162

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	336,449
売 上 原 価	282,571
売 上 総 利 益	53,877
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	32,348
営 業 利 益	21,529
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	115
受 取 配 当 金	459
受 取 和 解 金	1
そ の 他	256
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2
保 険 解 約 損	51
そ の 他	36
経 常 利 益	22,272
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	339
固 定 資 産 売 却 益	3
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	3
税 引 前 当 期 純 利 益	22,611
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,482
法 人 税 等 調 整 額	△ 287
当 期 純 利 益	15,416

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

因幡電機産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 川 賢
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木戸脇 美 紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、因幡電機産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

因幡電機産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 川 賢
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木戸脇 美 紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

監査報告書

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

因幡電機産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 橋 爪 大 ㊟

監 査 等 委 員 坂 本 雅 明 ㊟

監 査 等 委 員 中 村 克 宏 ㊟

監 査 等 委 員 藤 原 友 江 ㊟

(注) 監査等委員 橋爪大、坂本雅明、中村克宏及び藤原友江は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市西区立売堀4丁目11番14号
当社 11階会議室

交通

地下鉄（中央線・千日前線）

阿波座駅下車（4番出口すぐ）

※ なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申し上げます。

